

平成23年12月1日

練馬区立小中学校保護者の皆様

練馬区教育委員会
教育長 川口 浩

土曜授業の実施と平成24年度の教育活動について

平素より練馬区の教育行政にご理解とご協力をたまわりありがとうございます。

練馬区教育委員会では、新学習指導要領の全面実施を受け、その趣旨に基づき児童生徒の確かな学力の定着・向上等に向け具体的な方策を検討してまいりました。

その結果、この間の社会状況や学校運営上の変化を踏まえ、平成24年度の教育活動を下記のとおり改善し教育の質の更なる向上を図ることとしました。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

1 改善に向けた基本的な考え方

- (1) 月曜日から金曜日の放課後等に、教員が児童生徒に向き合う時間や教員同士で指導上の共通理解を図る時間を確保する必要がある、
- (2) より多くの保護者や地域の方に教育活動を開き、公教育に対する理解や信頼を高め、学校と家庭、地域との実質的な連携・協力体制をこれまで以上に進める必要がある。
- (3) 新しい学習指導要領に基づく授業改善を進めるためには、教員の教材研究や研修等の時間を長期休業日等に確保し、指導力の向上に努める必要がある。

2 具体的改善策

- (1) 振替休業日を設定しない土曜授業を全小中学校で実施する。

- ① 平成24年度については、下表の○の月の第二土曜日に振替休業日を設定しない土曜授業を実施することを原則とする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施の有無			○	○		○	○	○	○	○	○	

- ② 午前授業を原則とする。(給食なし)

* 土曜日の教育活動は参観することができる。

- (2) 夏季休業日の短縮を廃止する。

夏季休業日は7月21日から8月31日までとする。